

（走行装置等）

第11条 自動車の走行装置の強度等に関し、保安基準第9条第1項の告示で定める基準は、別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に定める基準並びに次項及び第5項に掲げる基準とする。

- 2 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - 一 ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップ・ボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
 - 二 ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
 - 三 アクスルに損傷があるもの
 - 四 リム又はサイドリングに損傷があるもの
 - 五 サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
 - 六 車輪に著しい振れがあるもの
 - 七 車輪の回転が円滑でないもの
- 3 自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し、保安基準第9条第3項の告示で定める基準は、次の各号及び第5項に掲げる基準とする。
 - 一 保安基準第9条第2項の告示で定める基準について、自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この号において同じ。）に取り付けられる空気入ゴムタイヤ 次に掲げる基準
 - イ 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{ひん}自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のものにあつては、協定規則第142号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.に限る。）に適合すること。
 - ロ イ以外の自動車にあつては、積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値である空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、当該空気入ゴムタイヤの負荷能力以下であること。
 - 二 保安基準第9条第2項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - イ 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{ひん}自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5t以下の被牽引^{ひん}自動車を備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（競技用車両に取り付けられるものとして当該競技用に設計されたものを除く。） 協定規則第30号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第21改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）
 - ロ 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被引^{ひん}自動車を除く。）であつて乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被引^{ひん}自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5tを

超える自動車又は車両総重量 3.5 t を超える被引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（80km/h 未満の速度に対応する速度区分記号（空気入ゴムタイヤが協定規則第 54 号に規定するロードインデックスで表示された質量を運搬できる速度を記号で表したものをいう。ハ及び次号ロにおいて同じ。）によって識別される空気入ゴムタイヤを除く。） 協定規則第 54 号の技術的な要件（同規則補足第 23 改訂版の規則 3.（3.2.を除く。）及び 6.に限る。）

ハ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車（三輪自動車及び被引自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ イ又はロに定める基準

ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものを除く。次号ニにおいて同じ。） 協定規則第 75 号の技術的な要件（同規則補足第 18 改訂版の規則 3.（3.2.を除く。）及び 6.に限る。）

三 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える空気入ゴムタイヤ（次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。）に関し、保安基準第 9 条第 2 項及び第 3 項の告示で定める基準（前号に掲げる基準を除く。）は、協定規則第 117 号の技術的な要件（同規則第 2 改訂版補足第 10 改訂版の規則 4.（4.3.及び 4.4.を除く。）及び 6.（6.1.及び 6.3.にあっては同規則に規定するステージ 2 に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第 75 条第 3 項の規定による判定を行う場合及び法第 75 条の 2 第 3 項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第 117 号第 2 改訂版補足第 10 改訂版の規則 6.1.及び 6.3.の規定にかかわらず、協定規則第 117 号第 2 改訂版補足第 10 改訂版の規則 8.3.及び 8.4.の規定に適合する構造であればよいものとする。

イ 協定規則第 117 号に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイヤ

ロ 80km/h 未満の速度に対応する速度区分記号によって識別される空気入ゴムタイヤ

ハ 協定規則第 117 号に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであって、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ

ニ 前号ハに掲げる空気入ゴムタイヤ

ホ 予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ

4 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の空気入りゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第 9 条第 2 項の告示で定める基準は、前項第 1 号に掲げる基準のほか、次の各号に掲げる基準とする。

一 接地部は、滑り止めを施したものであること

二 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。

三 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。

5 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビ

ラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備える応急用予備走行装置（応急用スペアタイヤ（通常の走行条件の車両に装着されることを目的とした空気入ゴムタイヤとは異なり、限定された走行条件の下で応急的に使用されることを目的とした空気入ゴムタイヤをいう。）を備えた走行装置、ホイールの中心と車軸への取付け面との距離が通常使用されるものと異なる走行装置、空気入ゴムタイヤの構造が通常使用されるものと異なる走行装置、ホイール若しくは空気入ゴムタイヤの大きさが通常使用されるものと異なる走行装置又は空気入ゴムタイヤの空気圧が低圧の状態においても基本的な空気入ゴムタイヤの性能を維持できる技術的特徴を有する走行装置であって空気入ゴムタイヤの空気圧が低圧の状態におけるものをいう。）は、協定規則第 64 号の技術的な要件（同規則第 3 改訂版補足改訂版の規則 5. 及び 6. に限る。）に適合するものでなければならない。

- 6 専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置（タイヤの空気圧又は空気圧の変化を監視し、走行中に当該情報を運転者に伝達する機能を有する装置をいう。以下同じ。）は、協定規則第 141 号の技術的な要件（同規則の規則 5. 及び 6. に限る。第 89 条第 5 項において同じ。）に適合するものでなければならない。